

平成28年重要判例

きっかわ法律事務所 弁護士 山澤満

事案1 暴力団排除条項の追加変更（遡及適用）による口座解約事件 （福岡高判平成28年10月4日金判1504号24頁）

第1 事案の概要¹

暴力団の幹部であるXが、メガバンクであるYと預金契約（以下「本件預金契約」といい、同契約に係る各預金口座を「本件口座」という。）を締結していたところ、Yが本件預金契約締結後に取引約款に追加した暴力団排除条項（以下「本件条項」という。）に基づき本件預金契約を解約したこと（以下「本件解約」という。）につき、本件条項の有効性を争い、また、仮に有効であるとしても、既存の契約である本件預金契約の内容が変更されたこと（本件条項の追加に遡及効が認められること）を争うなどして、本件条項に基づく本件解約は無効であると主張し、Yに対し、本件預金契約が存在することの確認を求める事案。

第2 事実経過

H18.12.21	XY：本件預金契約締結
H22.2.8	Y：H22.2.8を適用開始日として、本件条項を追加 「この預金口座は、次の〔1〕から〔3〕までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の〔1〕から〔3〕までの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前記（2）のほか、次の〔1〕から〔3〕までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 （略） 〔2〕この預金の預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合 A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業

¹ 正確にはXは2名おり、Yは2行存在するが、事実関係はほぼ同一であり、別個に論ずる必要性が無いため、一名のみを対象としている。

	E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記AからEに準ずる者 (略)」
H27. 2. 17	Y：Xに対し本件条項に基づき、本件預金契約を解約する旨の通知
H27. 3. 4	X：Yに対し本件解約の根拠となる約款や、解約に至った経緯について釈明を求める
	Y：Xに対し普通預金等規定集を送付
H27. 4. 14	Y：Xに対し平成27年4月21日をもって本件預金契約を解約する旨の通知
H27. 4. 21	本件預金契約の解約？

(下線部は発表者による)

第3 争点

- ① 本件条項の有効性
- ② 既存の本件預金契約について本件条項を追加する旨の変更がされたか（遡及適用の可否）
- ③ 信義則違反ないし権利濫用の成否

第4 原判決（福岡地判平成28年3月4日金判1490号44頁）の判旨

①～③についていずれもYの主張を認めた。

1 ①本件条項の有効性について

(1) 目的の正当性及び本件条項の必要性について

本件条項の目的は、政府指針やこれを受けた金融庁指針等の趣旨を踏まえ、金融機関としての社会的責任を全うすべく、反社会的勢力との取引を拒絶し、預金口座の不正利用等によるYの被害を防止することに加え、反社会的勢力の経済活動ないし資金獲得活動を制限し、これを社会から排除して、市民社会の安全と平穩の確保を図ることにあり、本件条項の目的の正当性及び同条項の必要性が認められる。

(2) 本件条項の合理性について

また、Xが代替手段として指摘する誓約書の徴求や預金口座のモニタリングによっては、反社会的勢力による預金口座の不正利用や被害回復が困難である。

一方で、電気、ガス、水道等のいわゆるライフライン契約とは異なり、預金契約については、契約が締結されなくとも社会生活を送ることがおよそ不可能なものとはいえない。

また、同不利益自体、反社会的勢力に属しなくなるという、自らの行動によって回避できるものである。

さらに、本件条項は、「解約することができる」という文言上も、本件条項に該当

する事由が生じた場合に当然に預金契約が解約される旨を定めたものとは解されな
い。

これらの事情によれば、本件条項には、上記目的を達成する手段としての合理性も認められる。

(3) 小括

以上のとおり、その目的の正当性や必要性のほか、同目的を達成する手段としての合理性も認められる本件条項は、憲法14条1項、22条1項の趣旨に反するものとも、公序良俗に反するものともいうことができず、有効である。

2 ②既存の本件預金契約について本件条項を追加する旨の変更がされたか（遡及適用の可否）

(1) 一般論

本件預金契約のように、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的であるような定型的な取引については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高いから、取引約款を社会の変化に応じて変更する必要が生じた場合には、合理的な範囲において変更されることも、契約上当然に予定されているといふことができ、既存の契約の相手方である既存顧客との個別の合意がない限り、その変更の効力が既存の契約に一切及ばないと解するのは相当でない。

(2) あてはめ

前記のとおり、④本件条項は、反社会的勢力の経済活動ないし資金獲得活動を制限し、これを社会から排除して、市民社会の安全と平穩の確保を図るという公益目的を有している。また、③本件条項の上記目的は、本件条項が追加されたときに既存の預金契約にもこれを適用しなければ達成することが困難である。

これに対し、②本件条項が適用されることによる不利益は、既存の契約に遡及適用されるものであっても、上記のとおり限定的であり、かつ、預金者が反社会的勢力に属しなくなるという、自らの行動によって回避できるものであることに変わりはない。

しかも、①Yは、本件条項の追加に先立ち、その内容や効力発生時期を、自行のホームページへの掲載、店頭等におけるポスターの掲示やチラシの配布等の適切な方法により周知している。

このような本件条項の①事前周知の状況、②本件条項の追加により既存の顧客が受ける不利益の程度、③本件条項を既存の契約にも遡及適用する必要性、④本件条項の内容の相当性等を総合考慮すれば、本件条項の追加は合理的な取引約款の変更に当たるといふことができ、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができると解するのが相当である。

3 ③信義則違反ないし権利濫用の成否

信義則違反または権利濫用にあたる事情も存在しない。

第5 本判決の判旨

1 ①本件条項の有効性

本件条項は、目的の正当性が認められ、その目的を達成するために反社会的勢力に属する預金契約者に対し解約を求めることにも合理性が認められるから、憲法14条1項、22条1項の趣旨や公序良俗に反するものということとはできず、有効である。

2 ②既存の本件預金契約について本件条項を追加する旨の変更がされたか（遡及適用の可否）

預金契約については、定型の取引約款によりその契約関係を規律する必要性が高く、必要に応じて合理的な範囲において変更されることも契約上当然に予定されているところ、本件条項を既存の預金契約にも適用しなければ、その目的を達成することは困難であり、本件条項が遡及適用されたとしても、そのことによる不利益は限定的で、かつ、預金者が暴力団等から脱退することによって不利益を回避できることなどを総合考慮すれば、既存顧客との個別の合意がなくとも、既存の契約に変更の効力を及ぼすことができると解するのが相当である。

3 ③信義則違反ないし権利濫用の成否

本件口座については、Xが社会生活を送る上で不可欠な代替性のない生活口座であるといった事情は認められず、本件条項に基づきXとの本件預金契約を解約することが、信義則違反ないし権利の濫用に当たるとはいえない。

第6 検討

1 本件条項の有効性について

(1) 暴力団排除条項について

ア 暴力団排除の経緯

平成4年	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（「暴対法」）制定
平成12年	「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」制定（マネーロンダリング行為の規制強化）
平成19年	政府による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）策定
平成20年	金融庁による「主要行等向けの総合的な監督指針」（以下「金融庁指針」という。）改正
平成20年	全国銀行協会（以下「全銀協」という。）による暴力団排除条項を取引規定等に盛り込む場合の参考例の作成

イ 暴力団排除条項の問題点²

- ① 暴力団排除条項の有効性
- ② 排除の範囲
- ③ 遡及適用の可否（後述）

（２）本判決の意義

①について、従前から暴排条項の有効性は肯定されており³、本判決も結論を同じくするものである。また、有効性の判断枠組みも目的の正当性・必要性和目的達成のための手段としての合理性が検討されるという点でも従前の裁判例と異なるものではない。

②について、有効であるとしても、口座の利用等が個人の日常生活に必要な範囲内である等、反社会的勢力を不当に利するものではないと合理的に判断される場合にまで一律に排除する必要があるか、が問題となった。本判決では、社会生活を送る上で不可欠な代替性のない預金口座の解約について信義則違反や権利の乱用に当たりうる余地を認めたという評価も可能であるが、東京地判平成28年5月18日において、預金口座の利用目的により暴排条項の適用を区別しないとの判断がされた。反社の更生の観点から議論の余地がありうるが、省略する。

2 本件条項の遡及適用の可否について

③暴力団排除条項の遡及適用の可否は、「約款を事後的に変更した場合、相手方は変更後の約款に拘束されるか」という問題に一般化することができる。

（１）問題の所在

当初約款を変更した場合、変更後の約款内容に、当初約款による契約を締結した顧客も拘束されるか。

→「当初約款は契約の内容になったのであるから、既に成立し確定した契約内容を、

² 嶋田幸司「反社会的勢力による被害の防止にかかる監督指針の改正」金融法務事情1835号26～27頁

³ ①大阪高判平成25年7月2日（判タ1407号221頁）

金融機関における普通預金規定中の、預金者が暴力団員等の反社会的勢力に該当する場合には預金口座の開設を拒絶し、既存の預金口座は解約することができる旨の取引拒絶規定は、正当な目的および十分な必要性が認められ、その目的を達する手段としても合理的であるから、憲法22条1項をはじめとする憲法の趣旨に反しないとした事例。

②最判平成27年3月27日（金法2023号110頁）

入居者が暴力団員であることが判明した場合に市営住宅の明渡しを求めることができる旨の西宮市営住宅条例の規定が、憲法14条1項、22条1項に反するものではないとした事例。暴力団員が市営住宅に入居し続ける場合には、他の入居者等の生活の平穏が害されるおそれを否定することができず、暴力団員は自らの意思で暴力団から脱退することができる旨が指摘されている。

当事者一方の意思による一方的な変更はできないのではないか」という問題。

→現行民法下で上記問題に関する裁判例及び議論は活発とは言えない状況。変更された約款の遡及適用の有効性やその前提となる要件要素について明確に判断した裁判例は見当たらない⁴。

(2) 現行法下での理論枠組み⁵

ア 実体的要件（変更の内容）

- ① 当初約款を用いた契約への拘束力を消滅させることを納得させうるだけの変更の必要性
- ② 変更後の約款内容の合理性
- ③ 変更された約款の内容が顧客にとって不意打ちとならない

イ 手続的要件（変更の手続き）

- ① 変更内容の開示・情報提供（変更される約款内容、変更の効力発生時期等を知る機会を与える）
- ② ①のもとで、顧客が変更約款を契約に組み入れることに合意するか否かの判断をし、自らの意思で決定できることを保障する

→上記ア及びイを満たす場合に、変更した約款を顧客に適用できる。

(3) 民法改正案⁶⁷

現行民法には約款に関する規定は存在しないが、債権法改正にあたって、定型約款に関する規定を新たに定めている。

ア 改正法案の内容

改正法案は i 定型約款の定義、ii 契約内容となるためのみなし合意要件、iii 不当条項規制、iv 定型約款の内容の開示義務、v 定型約款の変更、に関する規定を新たに定めた（改正法案 528条の2から548条の4）。

本稿では、定型約款の変更に関わる、①定型約款の定義、②定型約款の変更に絞って紹介する。

(ア) ①定型約款の定義

第548条の2第1項

定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合に

⁴ 金法2038号96頁

⁵ 潮見佳男「銀行の預金取引約款の暴力団排除条項の有効性および預金契約締結後に取引約款に追加した暴力団排除条項に基づく預金契約の解除の有効性」金融判例研究26号74頁

⁶ 青山大樹編著「条文から分かる 民法改正の要点と企業法務への影響」2015年中央経済社226～238頁

⁷ 鈴木仁史「債権法改正と各種約款における暴排条項の遡及適用」金融法務事情2060号6～13頁

は、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

（1号2号略）

これを整理すると以下のようになる。

（定型約款の定義）

a 不特定多数者 要件	定 型 取 引	不特定多数の者を相手方として行う取引 →「相手方の個性に着目せずに行う取引」であることが前提
b 画一性要件	引	当該取引の全部又は一部が画一的であることが両当事者にとって合理的
c 契約化目的要件		契約の内容とすることを目的として作成された条項の総体

ある約款が定型約款に該当するかの判断基準は明確ではない。もつとも、立法過程において、一定の契約書について定型約款への該当性について説明がなされている。⁸

（イ）②定型約款の変更

第548条の4

1 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 略

⁸ 法務省法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その2）補充説明」1～2頁

「労働契約の契約書ひな型」、「製品の原材料の供給契約等の事業者間取引に用いられる約款・契約書のひな型」の定型約款該当性は否定され、「預金規定や一般に普及しているコンピュータのソフトウェアの利用規約」については定型約款該当性が肯定されている。

これを整理すると以下のようになる。

(定型約款変更の要件)

合理性要件 (改正法5 48条の4 第1項2号)	定型約款の変更が①契約をした目的に反せず、かつ、②変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである
周知義務 (同条2項)	インターネットの利用その他の適切な方法により、定型約款を変更する旨および変更後の定型約款の内容ならびにその効力発生時期を周知させる義務を尽くしている

イ 改正法案の適用時期

施行日前に締結された定型取引に係る契約についても適用される。ただし、改正民法施行日前に当事者の一方（解除権を現に行使することができる者を除く）から反対の意思表示が書面でされた場合には、改正法は適用されない。（改正法案附則33条1項、2項）。

ウ 定型約款変更時の判断プロセス

- ① 当該約款が定型約款に該当するか
- ② 当該約款変更が変更の要件（合理性要件、周知義務）を充足するか

(4) 本判決の意義

本判決は、現行法との関係では、遡及適用の可否について判断したものである（第6.2(2)）。そして、改正法案との関係では、定型約款変更時の判断プロセス（第6.2(3)ウ）に関するものと言える。

ア 本判決の復習

本判決は、本件預金契約を、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的であるような定型的な取引であるとしている。

その上で、遡及適用の可否について、①本件条項の事前周知の状況、②本件条項の追加により既存の顧客が受ける不利益の程度、③本件条項を既存の契約にも遡及適用する必要性、④本件条項の内容の相当性等を総合考慮している。

イ 現行法下での理論枠組みとの関係（上記第6.2(2)）

総合考慮している点で、理論枠組みとは異なるものの、要件は重複していると言える。したがって、従来の理論枠組みから外れるものではない。

ウ 改正法案との関係（上記第6.2(3)）

(ア) 定型約款該当性について

本件預金契約の性質に関する本判決の判示は、改正法案における定型約款の

定義（改正法案第548条の2第1項）に合致するものである。これは、今後、約款変更を行うにあたり、当該約款が定型約款に該当するかの判断をすべき、との方向性を示すものといえる。

（イ）定型約款の変更について

本判決で考慮要素とされた①～④は、改正法案の下では、②～④が合理性要件に対応し、①が周知義務に該当すると考えられる。

したがって、本判決は、改正法案下における定型約款の変更の論点を先取りしたものと評価することができる。

以上

※変更条項について

改正法案では、定型約款の変更にあたり、「定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無」が合理性要件の考慮要素とされている（改正法案548条の4第1項2号）。

このような変更留保条項は、約款変更の必須要件ではない。もともと、変更条項に約款変更の具体的な要件手続を記載し、それに沿って約款変更が行われた場合には、変更の合理性が認められやすくなるものと考えられる。

平成28年重要判例

きっかわ法律事務所 弁護士 山澤満

事案2 契約上の「契約上のみなし到達規定」と債権譲渡通知 （東京高判平成27年3月24日判時2298号47頁）

第1 事案の概要

Y社に対する約15億円の貸金債権（以下「本件債権」という。）を債権者から譲り受けたとするX社が、Yに対して、本件債権の一部及び約定損害金の支払を求めた（本訴）のに対し、Yが同債権譲渡についての通知がYに到達しておらず、この間に本件債権が時効により消滅したと主張して、Xに対して債務不存在確認を求めるとともに、本件債権を被担保債権とする抵当権（以下「本件抵当権」という。）の不存在確認及び同抵当権設定登記の抹消登記手続を求める反訴を提起した事案。

第2 前提

1 意思表示の効力発生時期

（1）原則—到達主義（民法97条1項（隔地者に対する意思表示））

民法97条1項

隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

ア 到達の意義

意思表示の受領者がその意思表示を受領することのできる状態におかれること、さらにいえば、意思表示が相手方の了知可能な状態におかれること（最判昭和36年4月20日民集15巻774頁）¹。

イ 任意規定性

¹ 到達の有無が問題となった裁判例

①最判昭和36年4月20日（民集15巻774頁）

会社に対する催告書が持参された時、たまたま会社事務室に居合わせた代表取締役の娘が、受領権限がないにも関わらず、代表取締役の印を使用して、送達簿に押印し、催告書を机の引出しに入れておいたが、社員に催告書を受け取ったことを告げなかった場合でも、支配圏内におかれたことをもって到達があったと判断された事例

②最判平成10年6月11日（民集52巻1034頁）

内容証明郵便が郵便局における留置期間経過後に差出人に還付された事例において、不在配達証明書の記載によりその内容が遺留分滅殺の意思表示であることが十分に推知され、受領も容易だったという事情がある場合に、留置期間満了の時点で到達があったと判断された事例

合意によって本条の適用を回避することは原則として可能である。²

(2) 例外—発信主義 (民法526条1項)

民法526条1項

隔地者間の契約は、承諾の通知を發した時に成立する。

契約の申込みに対する承諾については、例外的に意思表示の効力発生時期を発信の時としている。これは、発信時に契約を成立させることで、発信と同時に履行の着手を可能とし、取引の迅速化を図るためである。

2 民法467条1項 (指名債権の譲渡の対抗要件)

民法467条1項

指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

(1) 強行規定性

本項は強行規定であり、通知又は承諾がなくても債権者に対抗できる旨の特約は無効である (大判大正10年2月9日民録27卷244頁)。

第3 事実経過

H17. 11. 14	Y設立 (商号E) (本店青山1)
H19. 7. 27	AY間で、金銭消費貸借契約 (以下「本件契約」という) 締結 (期限の利益喪失約款付) 本件契約中以下のみなし到達規定あり。 「ア 印章・名称・商号・代表者・住所・勤務先その他届出事項に変更があったときは、直ちに、債権者に対して書面 (印鑑証明を必ず添付) で届出ます。(20条1項) イ 第1項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が延着し、又は到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに同意します。(20条2項。以下、この条項を「本件みなし到達規定」という。)」
H19. 7. 27	A→B : 本件債権を譲渡 Y : 異議をとどめない承諾 Y : 本件債権を被担保債権とし、Bを抵当権者として、本件抵当権を設定
H19. 9. 10	Y商号変更登記 (商号F)
H20. 6. 5経過	Y : 期限の利益喪失

² 川島武宜編「新版注釈民法 (3) 総則 (3)」平成15年515頁

H20. 11. 1	B→C：本件債権を譲渡
H20. 12. 8	C→D：本件債権を譲渡
H21. 11. 17	Y：商号変更登記（商号Y）
H23. 7. 19	Y：本店移転登記（Bへ届出せず）（本店青山2）
H24. 10. 29	Y：本店移転登記（Bへ届出せず）（本店月島）
H24. 12. 10	D→X：本件債権譲渡
H25. 1. 22	Y：本店移転登記（Bへ届出せず）（本店東麻布）
H25. 1. 30	BCD→Y：本件債権がDに帰属することを通知する旨の書面（以下「本件債権帰属確定通知」という。）を特定記録郵便により送付（商号F宛、月島宛）
H25. 3. 4	X→Y：支払督促の申立
H25. 3. 12	X→Y：支払督促正本の発送（東麻布宛）→不送達
H25. 3. 27	D→Y：前本店所在地宛に、本件債権をDからXへ譲渡したことを通知する旨の債権譲渡通知と題する書面（以下「本件債権譲渡通知」という。）を内容証明郵便により送付（月島宛）。
	本件債権譲渡通知が保管期間経過により返送
H25. 5. 26	X→Y：支払督促正本がY代表者の住所地に送達
H25. 6. 7	Y：督促異議の申立をし、本件訴訟に移行
H25. 6. 27	X：本件不動産について競売開始の申立
H25. 7. 31	競売開始決定

※ 事実経過は複雑であるが、平成25年3月27日、DによるYへの本件債権譲渡通知はYに到達していないものの、Yが本店移転（平成23年、24年）について債権者に届出をしなかったため、本件みなし到達規定によって、到達したことになるのではないかと、という点が重要である。

第4 争点

- ① 本件債権の譲渡に関する債務者対抗要件の具備
- ② 消滅時効（省略）

第5 原判決（東京地判平成26年8月12日判時2298号53頁）の判旨

1 Xの主張

本件債権のDからXへの譲渡については、同年3月27日付けの本件債権譲渡通知がYの上記前本店所在地に発送された後に返送されたが、Yは本件契約の承諾事項に違反して本店変更の書面による通知を怠ったから、本件みなし到達規定により、上記通知は通常到達すべきときにYに到達したものとみなされ、そのころ債務者対抗要件

が具備された。

2 Yの主張

平成25年3月27日に発送された本件債権譲渡通知は返送されてYに到達しておらず、Xは本件貸金債権の譲渡について債務者対抗要件を備えていない。

3 原審の判断

本件みなし到達規定は、Yが届出住所の変更に係る届出を怠り、これによって債権者がした通知等が到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなすことにYが同意するというものであるが、この合意には一定の合理性が認められ、このような合意を一般的に無効であると解すべき理由はない。

しかしながら、民法467条1項は、単に債務者に譲受人を知らしめて債務者の利益を保護するという趣旨のみならず、債権譲渡の通知がなされないことによって債務者が弁済をすべき相手方を知ることができず、二重弁済の危険負担のもとに弁済することとなって支払が滞り、ひいては取引の安全を害することを防止するという公益を保護する趣旨を有していると解され、強行規定にあたるというべきである（大審院大正10年2月9日判決・民録27号144頁参照）。

そして、本件みなし規定は、債務者が住所を変更したことによって債権譲渡通知が届出住所に到達しない場合には、同通知が通常到達すべきときに到達したものとみなし、改めて債権譲渡通知をすることを要しないとする合意と理解することができ、この合意を有効なものと解すると、結局のところ、債務者であるYには債権の帰属関係が不明確となり、被告が二重弁済の危険負担のもとに弁済せざるを得ないこととなってその支払が滞ることが想定され、ひいては取引の安全を害する結果を招くこととなって、上記のような民法467条1項の趣旨に反することとなる。

したがって、本件みなし到達規定が債権譲渡通知の場合にもこれを適用することが合意されていたとすれば、少なくともその限りでその合意は無効と解するのが相当であり、Xの上記主張を採用することはできない。

第6 本判決の判旨

1 本件債権譲渡がYに到達したとみなされるか

民法の規定する債権譲渡の対抗要件制度は、当該債権についての債務者の認識を通じて、譲渡の有無が第三者に表示されることを根幹として成立しているものと解される。

民法は、債務者の認識を通じて、債権についての取引の安全を確保しようとしているから、債権譲渡においては、その通知を發したことよりも、通知が債務者に到達したことを重視すべきである。

そして、本件においては、Dからの債権譲渡の通知が到達しなくても、本件債権がXに譲渡された事実をYが認識していたと認めるに足りる証拠はない。したがって、

実際に本件債権譲渡通知がYに到達しておらず、これにより債務者であるYが譲渡の事実を認識するに至らなかったにもかかわらず、本件みなし到達規定により、本件債権譲渡通知がYに到達したものと解することは相当ではないというべきである。

2 本件みなし到達規定は「対抗要件の具備」（民法467条1項）ではなく「通知の到達」（民法97条1項）をみなすものであると解釈する余地はあるか

Xは、民法467条1項が強行規定であるとしても、本件みなし到達規定は「対抗要件の具備」をみなすのではなく、「通知の到達」をみなすものであるから、民法97条1項に関する合意にすぎず、同法467条1項と矛盾、抵触するものではないと主張する。

本件みなし到達規定が、民法97条1項に関する合意であるとしても、Xの主張によれば、債権譲渡の通知にもこの規定が適用されるというのである。そして、上記のとおり、債権譲渡の対抗要件制度が債務者の認識を根幹とするものであり、この認識は通知の到達の有無によって左右されることに照らすと、通知が到達していないにもかかわらず、到達したものとすることは、結局のところ、債務者の認識を通じて債権の取引の安全を確保しようとする民法の趣旨を没却することになる。したがって、本件みなし到達規定が民法97条1項に関する合意であるとしても、本件債権譲渡通知がYに到達したとみなすことは相当とはいえず、Xの上記主張も採用することはできないと判断するのが相当である。

第7 検討

1 本判決の意義

債権譲渡の対抗要件としての債務者に対する通知は、債務者に実際に通知が到達することがその制度の根幹であることを確認したものである。

その上で、みなし到達規定があつたとしても、債権譲渡通知に当該合意を適用することは、民法の趣旨と矛盾抵触するものであるから、無効であると判断した。

もっとも、みなし到達規定がおよそ無効であるとの趣旨ではなく、債権譲渡通知にはその効果が及ばないとの見解である。

他にみなし到達規定の効果が及ばない場合があるかについて本判決は判断しておらず、明確な基準を示した裁判例も存在しない。

2 他の裁判例

(1) みなし到達規定の有効性を認めた判例

- ① 東京高判平成21年9月30日（金法1882号82頁）³

保険料払込猶予期間内に保険料の払込みがないときは、保険契約は、猶予期間

³ 最判平成24年3月16日民集66巻2216頁において、無催告失効条項は消費者契約法10条にいう信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものは当たらないと判断されている。

満了日の翌日から効力を失う旨の無催告失効条項の有効性が問題となった事案で、
「約款において、保険契約者に対してその住所を保険者に届け出ることを義務付け、保険者が保険契約者に対してする催告等は、その届出がされた住所にあてて発すれば足り、当該住所あてに発送された催告等は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとみなす旨の定めを置」けば足りるのだから、無催告失効条項は消費者契約法10条により無効であるとした事例

→保険契約の失効のように、消費者に対して重大な効果を生じさせる意思表示を含めた通知について、一般的に到達擬制を認める条項が、消費者契約法10条に抵触しないかは疑問との批判⁴

② 東京地判平成23年12月1日（LEX/DB25490157）

自動車のリース契約の解除の意思表示を書面で発信すれば、3日後に到達したものとみなす、という規定は、有効であるとした事例

(2) **みなし到達規定の有効性が不明な判例**

③ 東京高判昭和58年1月25日（判タ492号62頁）

相殺の目的とされる債権が特定され、かつ、これについて相殺を行う旨の意思が相手方に伝達されない場合には、相手方の地位を不安定ならしめ、延いては、取引の安全を害することになるものというべく、かかる相殺はその効力を生じえないものと解される。そして、このような観点からすると、相殺の意思表示の不到達は、相殺の意思表示がなされないのと同等に評価されるべきであり、したがって、相殺の意思表示が到達したものと擬制する特約は、すくなくとも第三者には対抗しえないと解するを相当とするとした事例。

→相殺の意思表示との関係でのみなし到達規定の効力が当事者間でも否定されるのかについては明言されていない。もっとも、相殺の意思表示には遡及効が認められるため（民法506条2項）、実務上の影響は大きくはない。⁵

(3) **みなし到達規定の有効性が否定された判例**

④ 札幌高決平成8年9月30日⁶

割賦代金の期限の利益喪失につき厳格な要件を定めて購入者の保護を図ることを目的とした割賦販売法5条1項⁷の趣旨に照らして、割賦購入あっせん業者から購入者宛に発送された郵便物が名宛人不在のため郵便局に留置されたときはやむ

⁴ 遠山聡・潘阿憲「保険料の不払いと失効条項の有効性」保険事例研究会レポート245号 生命保険文化センター

⁵ 池田真明「銀行取引約定書と相殺」判タ507号67頁は「みなし到達特約が約定書の中にあっても、相殺の意思表示との関係では有効性は疑わしいと考えたほうが良さそうである」とも述べている。

⁶ 川島武宜編「新版注釈民法（3）総則（3）」平成15年515頁

⁷ 割賦販売法5条1項「割賦販売業者は、割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約について賦払金…の支払の義務が履行されない場合において、二十日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されないときでなければ、賦払金の支払の遅滞を理由として、契約を解除し、又は支払時期の到来していない賦払金の支払を請求することができない。」

をえない事情のあるときを除き留置期限満了時に購入者に到達したものとみなす旨の特約の効力を否定した事例。

(4) 検討

ある場面におけるみなし規定の有効性は、みなし到達によって生じる効果の根拠条文の趣旨が、取引の安全性の保護といった公益保護や、一方当事者の重大な利益の保護にあるかで判断されるのではないかと見られる（私見）。

(5) ご質問

実務上、どのようなものについてみなし到達規定を定めているのか、ご教示頂ければ幸いです。

3 債権法改正との関係

(1) 改正法案

改正法案 97 条

第 1 項

意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

第 2 項（新設）

相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

現行民法 526 条 1 項

削除

改正法案では、意思表示について、隔地者であるか否かを問わず、また、契約の申込みに対する意思表示であっても、到達主義をとることとした。加えて、到達擬制の条文を追加することとした。

到達擬制の要件として、正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたことを規定しており、従前のみなし到達規定との関係が問題となりうる。

もっとも、改正法案における上記到達擬制ルールは、みなし到達規定の実務に影響を与えるものではないとされている。

以上